

施策の柱5 認知症施策の推進

1 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

目的	取組み	事業内容・今後の方針
医療・介護との連携	認知症地域支援推進員	各地域包括支援センターに配置し、認知症の人とその家族の相談、支援、地域で支える仕組みづくり、病院や介護施設、地域にある様々な支援団体との連携の推進や、地域に向けた認知症に関する理解促進のための普及啓発活動等を行う。 ・継続して地域包括支援センターや関係機関と連携しながら、取組みを推進する。
	認知症初期集中支援チーム	認知症またはその疑いのある方の自宅を訪問し、早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられるよう、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。 ・継続して、地域や認知症疾患医療センターを含めた関係機関との連携を図りつつ、認知症の人やその家族への早期からの適切な支援につなげる。
	認知症ケアパスの活用	症状の進行に合わせて、いつ、どの様な医療・介護等のサービスを受けることが可能か、サービスや支援の内容等をまとめたものを作成し、情報提供を行う。 ・イベント等での配布、市ホームページへの掲載等、認知症の方やその家族に十分活用していただけるよう、普及・啓発に努める。
認知症の方及び介護者の支援	認知症カフェの設置	認知症の人やその家族が、地域の人、医療職や介護職等の専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場として、地域の会場で開催している。 ・認知症地域支援推進員を中心に、カフェの実施場所や内容を検討する。 ・各生活圏域に1か所以上での実施を目指し、地域で気軽に参加できるカフェの開催を行う。
認知症の方及び介護者の支援	家族のつどい	介護者家族が集まり、介護の相談や情報交換を行いながら、同じ境遇の仲間同士で励まし合い、助け合うことで心理的負担の軽減を図る。 ・継続して開催し、介護者の負担軽減に努める。 ・介護者ニーズを把握し、施策に反映させる。
	本人ミーティング(☆)	認知症の当事者同士が体験や希望、困りごと等の思いを語り合い、楽しく共有・発信できる場として開催を検討する。 また、認知症当事者のニーズを把握し、当事者の視点を重視した認知症の方にも優しい地域づくりを推進する。

▶認知症地域支援推進員活動実績

区 分	第7期 実績値			第8期 見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
支援件数 (実人数)	303	295	195	310	320	330

※ 令和2年度は9月末現在。

▶認知症初期集中チーム支援数

区 分	第7期 実績値			第8期 見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
支援件数 (実人数)	78	41	21	40	45	50

※ 令和2年度は9月末現在。

▶認知症カフェ開催状況

区 分	勝田第一中学校区域	勝田第二中学校区域	勝田第三中学校区域	佐野中学校区域
開催箇所数	1 (1)	2 (2)	2 (2)	0
区 分	大島中学校区域	田彦中学区域	那珂湊中学校区域	平磯・阿字ヶ浦 中学校区域
開催箇所数	1 (1)	1 (1)	1 (0)	1 (0)

※ 令和2年度は新型コロナウイルスの影響から、令和2年度9月末現在、()の数のみ開催。

2 認知症への理解を深めるための普及・啓発

目的	取組み	事業内容・今後の方針
認知症への理解促進	認知症サポーター養成講座	認知症を正しく理解し、認知症高齢者等の在宅生活を温かく見守ることができる地域づくりを目的に開催。 <ul style="list-style-type: none"> 地域住民への認知症サポーターの養成を進めるとともに、市と見守り協定を締結している機関をはじめ、小売業・金融機関・公共交通機関職員等の受講を推進する。 子どもや学生の受講を拡大するため、市内学校に向けた開催勧奨を行う。
	認知症サポーターステップアップ講座	認知症サポーター養成講座受講者がさらに認知症への理解を深め、各地域において認知症の人やその家族を支援する活動に役立てられるよう開催している。 <ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーターステップアップ講座についても受講者を拡大し、地域で活躍できる場を整備する。

▶認知症サポーター養成講座実施状況

対象	区 分	第7期 実績値			第8期 見込量		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
一般	開催回数(回)	30	22	4	25	30	35
	認知症サポーター養成数(人)	1,460	627	71	700	750	800
学校	開催回数(回)	11	11	(8)	15	20	29
	認知症サポーター養成数(人)	1,148	1,174	—	1,441	1,744	2,628
認知症サポーター累計数(人)		7,172	8,973	9,033	11,174	13,668	17,096

※ 令和2年度は9月末現在。

※ 令和2年度の学校の開催回数は、9月末現在で開催が確定している数。

▶認知症サポーターステップアップ講座実施状況

区 分	第7期 実績値			第8期 見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
ステップアップ講座受講者数(人)	41	36	0	40	50	60

※ 令和2年度は9月末現在。

3 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症への支援・社会参加活動

目的	取組	事業内容・今後の方針
認知症の方の介護者の負担軽減	位置探索機器貸出	徘徊行動のあるおおむね 65 歳以上の高齢者を在宅で介護している方を対象に、高齢者の行方が判らなくなったとき、所在位置が探索できる機器を貸与する。 ・徘徊行動のある高齢者等の安全確保と家族の介護負担の軽減を図るため、事業の周知及び関係機関との連携強化、利用の促進を図る。
	おかえりマーク(★)	認知症等により徘徊行動の見られる者又は徘徊のおそれのある者が行方不明となった場合に備え、申請により標示物を配布し、登録情報を警察署及び地域包括支援センターへ情報提供する。 ・事業の周知及び所管の警察署等とのさらなる連携に努め、利用の促進を図る。 ・令和 3 年度で茨城県でのおかえりマーク事業が終了となることから、見守り支援事業の検討を行う。
早期発見・対応のための体制整備	ひたちなか安全・安心メール	防災行政無線にて発信すると同時に、登録されている方のパソコンや携帯電話に、「行方不明高齢者情報」をメール配信している。また、隔月に一度、「どうする？認知症」と題して、認知症に関する情報も配信している。 ・市民や関係団体への周知を図り、認知症サポーター養成講座やステップアップ講座受講の機会を利用してメールの登録者を増やす。 ・行方不明高齢者に対する地域での見守りを強化するとともに、認知症の理解の推進に努める。
	茨城県徘徊高齢者等 SOS ネットワーク	認知症高齢者等（若年性認知症の方を含む）が、徘徊等により行方不明となった際の早期発見及び身元不明の高齢者等の早期身元判明を目的とする。 ・家族等から行方不明の高齢者等の捜索依頼を受けた場合や身元不明高齢者等を保護した場合、早期発見、早期身元判明を図れるよう、所感の警察署等関係機関と連携していく。
	チームオレンジの構築に向けた取組(☆)	認知症サポーターを中心とした地域住民によるメンバーが、認知症の方とその家族の悩みや生活支援ニーズを把握し、住み慣れた場所で早期から支援していく仕組みである「チームオレンジ」を令和 7 年度までに構築する。 ・第 8 期中に認知症サポーター養成講座及びステップアップ講座受講者のニーズ把握を行う。あわせて本人ミーティングや家族のつどいにおいて当事者や介護者家族のニーズを把握し、活動内容の検討を行う等、令和 7 年度までに構築できるよう、土台作りを行っていく。

目的	取組	事業内容・今後の方針
認知症バリアフリーの推進	認知症高齢者等声掛け模擬訓練の開催 (☆)	認知症サポーターや地域住民，関係機関を対象とした「認知症高齢者等声掛け訓練」を令和4年度実施に向けて，実施方法の検討や関係機関との連携を行っていく。
若年性認知症の方への支援	多職種との連携 (☆)	発症後早期から対応するために，認知症疾患医療センター及び県が配置する若年性認知症コーディネーター，更には地域包括支援センター内に配置する認知症地域支援推進員との連携を深める。そして，その方の社会的立場や生活環境を踏まえ，できることを可能な限り続けられるよう情報提供や支援を行う。
認知症予防に資する活動	「通いの場」の拡充 (☆)	認知症カフェや地域住民によるサロンが各地域で開催されている。 ・社会参加による孤立の解消や社会的役割の確立は認知症予防に有効とされている。地域で開催されているサロンと協働し，認知症であっても気軽に通え，地域の方と交流できる「通いの場」の拡充を図っていく。

▶位置探索機器貸出状況

区 分	第7期 実績値			第8期 見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用人数 (人)	13	11	8	15	20	25

※ 令和2年度は9月末現在。

4 成年後見制度の利用促進

(1) 成年後見制度利用促進基本計画

認知症や知的障害、精神障害等の理由により、判断能力が不十分な方は、不動産や預貯金等の財産管理や、介護・福祉サービスを利用するための手続きや契約等を結ぶことが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であっても判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭う恐れもあります。

このような判断能力が不十分な方々を保護し、支援する制度が「成年後見制度」です。本人の判断能力に応じて、下記の3つに区分の支援者が家庭裁判所から選任されます。

▶成年後見制度の3類型

区分	役割
成年後見	判断能力がほとんどない方のために、原則としてすべての法律行為を行います。
保佐	判断能力が著しく不十分な方のために、重要な法律行為や同意・取消しのほか、申立てにより家庭裁判所が定める行為を行います。
補助	判断能力が不十分な方のために、申立てにより家庭裁判所が定めた行為を行います。

平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、国では平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

この計画の中で、今後の認知症高齢者等の増加に伴う成年後見制度の運用について、後見人による財産管理のみを重視するのではなく、本人の意思に寄り添った身上保護を重視する等、利用者がメリットを実感できるような取組を進めることとされました。また、市町村においては、この国の基本計画を勘案して、成年後見制度利用促進に関する基本計画を定めることとされました。

本市の成年後見制度利用促進に関する基本計画として、地域包括支援センターによる権利擁護業務や成年後見制度利用支援事業等の継続に加え、以下のことに取り組みます。

【現状と課題】

現在の成年後見等の利用状況は、認知症高齢者等の数に比較して少なく、判断能力がほとんどない方のための成年後見の利用者が全体の8割を占めています。

また、制度の普及が十分ではなく、申立てに係る手続きが煩雑であること等から、利用が進んでいない状況です。

そのため、成年後見制度の適切な理解と普及に努めるとともに、制度の利用を必要とする高齢者等を把握し、適切な制度利用を進めていく必要があります。

【今後の方針】

成年後見制度の理念として、障害のある方と障害のない方が同等に生活し、ともに生き生きと活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」及び「自己決定の尊重」等が求められています。

今後、認知症等によって判断能力が不十分の方が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、成年後見制度を円滑に利用できる体制を整備します。

整備にあたっては、5市3町1村からなる茨城県中央地域定住自立圏における成年後見支援事業（以下「定住自立圏成年後見支援事業」という。）と連携し実施します。

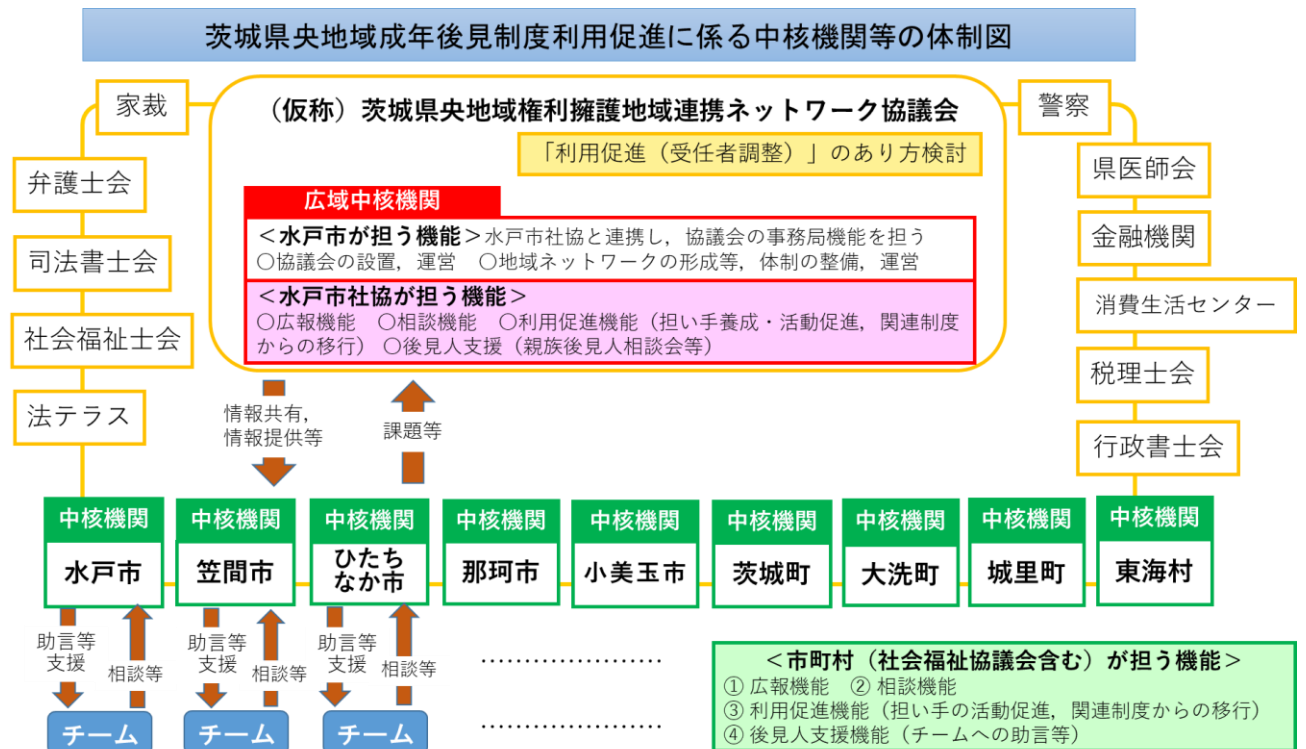
取組	内容
成年後見制度の普及啓発活動	地域包括支援センターの職員や認知症地域支援推進員を中心に、高齢者クラブや高齢者サロン等に出向き、成年後見制度の内容や利用方法についての周知活動を行うとともに、市社会福祉協議会の法人後見サポート事業と連携して、成年後見制度の普及啓発のための取組を実施する。
地域連携ネットワークの構築	<p>保健・福祉・医療等の連携に加え、家庭裁判所や弁護士会、司法書士会等との市域を超えた広域的なネットワークを構築し、権利擁護に関する支援を必要とする人の発見、早期の段階からの相談・対応体制の整備及び意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の整備を図る。</p> <p>（１）中核機関の整備 成年後見制度の利用促進及び地域連携ネットワークの中核となる機関。 ・中核機関の機能は、市町村中核機関及び広域中核機関（水戸市及び社会福祉協議会）が分担する。 ・市町村中核機関については、令和3年度の設置に向け、市及び市社会福祉協議会において協議、検討する。機能については、広報機能及び相談機能を中心とし、定住自立圏成年後見支援事業を基盤とする中核機関等の整備・運営方針と整合性を図っていく。</p> <p>（２）チームでの支援 サービス担当者会議や個別支援会議等の親族、保健・医療・福祉関係者及び地域住民等が参画する既存のネットワークに、後見人やその他関係者を加え、日常的な見守り等を行い、本人の意思や状況を継続的に把握しながら必要な支援を行う。</p> <p>（３）チームへの支援 市町村中核機関は、サービス担当者会議等に赴き、助言・指導等の支援を行う。また、チームに対して必要な支援が行えるよう、広域中核機関と連携し、法律・福祉の専門職団体や関係機関の支援体制を構築する。</p>
市民後見人の養成及び法人後見の支援	定住自立圏成年後見支援事業の取組を通じて、市民後見人の養成及び社会福祉協議会の法人後見支援を実施する。

取組	内容
成年後見制度利用支援事業	<p>申立てを行う親族がない場合は市長による申立てを行い、被後見人等が低所得である場合には、後見人等への報酬の一部を助成し、制度利用の促進を図る。</p> <p>・報酬助成については、現在市長申立ての場合のみを対象としているが、成年後見制度の利用を必要とする人が活用できるように、市内の成年後見制度の利用状況を精査し、対象者について検討を行う。</p>

▶成年後見制度利用支援事業実施状況

区 分	第7期 実績値		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度
市長申立て件数 (件)	3	3	2
後見人等報酬助成件数 (件)	1	3	2

※ 令和2年度は9月末現在。



(2) 日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい等により、自己の判断で福祉サービス等を適切に利用することが困難な方が対象の事業です。自立し安心した地域生活や施設生活が送れるように、福祉サービス等の利用援助を生活や日常的な金銭管理をすることで生活の支援をします。実施主体は、市社会福祉協議会です。

区 分	第7期 実績値		
	H30年度	R元年度	R2年度
利用人数(人)	26	31	29

※ 令和2年9月末現在。

【今後の方針】

市社会福祉協議会との連携を図りながら、継続して事業の周知及び利用促進に努めていきます。

(3) 法人後見サポート事業

市社会福祉協議会が平成27年度より法人後見サポート事業を実施し、成年後見人等の受任や制度の普及、啓発、相談や家庭裁判所への簡易的な申立て支援等を行っています。

区 分	第7期 実績値		
	H30年度	R元年度	R2年度
受任人数(人) [類型]	2 [後見]	2 [後見]	3 [後見]

※ 令和2年9月末現在

【今後の方針】

円滑な事業運営が図られるよう社会福祉協議会と連携しながら、事業の拡充に努めていきます。